

和道流空手道連盟北海道本部表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、当本部規約（昭和56年規約）第12章第34条、第35条の条項に基づき表彰の実施に関し、必要な条項を定め公平に執行することを目的とする。

(表彰基準)

第2条 被表彰者は、推薦書「別記様式」に必要事項を記載した被表彰者推薦書の提出があった場合、次の各号に該当する者の内から「功労、功績顕著」な個人、団体及び功績選手に表彰状、感謝状と記念品を贈呈する。

- 2 当本部の発展に役員として永年在職し、貢献顕著な者。
- 3 当本部理事として和道流空手道を通じて社会教育の振興発展に功労、貢献が顕著な者。
- 4 道大会、全国大会等において、上位の成績を挙げた者。（賞状の写し添付）
- 5 和道流空手道を通じて(小学・中学・高校生・大学・一般)男女の個人及び団体が空手道の普及発展に明らかに貢献した者。
- 6 その他、これに準ずる者で委員長（本部長）が特に認めた者。

(基準日)

第3条 表彰の授与基準日は、当本部主催の大会開催日とする。

(選考委員会)

第4条 和道流空手道連盟北海道本部表彰選考委員会（以下「委員会」という。）を委員長（本部長）が推挙した7名の人選において委員会を結成し、委員長、副委員長を置く。

ただし、条項により委員の任命を受けた者は、承諾したものとみなす。なお、任期は本規約の役員任期と同期とする。

- 2 委員長（本部長）で副委員長は理事長とする。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 委員長は、選考にあたっては選考該当者の事務的な調査を行うことができる。

(委員会の招集)

第5条 委員会の招集は、選考該当者が発生した場合、委員長（本部長）が招集する。

(議決)

第6条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は委員長の決するところによる。

(選考「有無」規程)

第7条 当本部に加盟する団体に所属する。役員、指導者及び選手等は所属団体の長を経て別紙（様式）推薦書に内容を正確に記載し推薦しなければならない。ただし、入賞者は賞状（コピー）を添付する。

(諮問)

第8条 委員長（本部長）は、表彰選考対象者があった場合、速やかに委員会に諮問し被表彰者を決定するものとする。

(施行の附則)

第9条 この規程は、当本部規約の第12章第34条、第35条により。

平成26年 4月1日から施行する。

和道流空手道連盟北海道本部「被表彰者」推薦の目安について

【平成26年4月1日 表彰規程施行】

第1（目的）

この目的の目安については、和道流空手道連盟北海道本部表彰規程（平成26年4月1日制定）（以下「規程」という。）第1条及び第2条に定められた受賞対象者と成り得る個人、団体が推薦をするにあたっての目安を定めることを目的とする。

第2（推薦の基準）

規程制定の目的を果たすと共に北海道の少子高齢化の進展状況も勘案し、出来る限り受賞対象者を広くとらえることを基本的な考え方として目安を定めるものとする。

- 1) 和道流空手道大会においては、和道流空手道連盟主催等の全道大会及び全国大会において入賞と認められた者、あるいは、その成績等を評価され全国大会等へ推薦され出場した者を被表彰選考に推薦するものとする。（ただし、他のスポーツ種目は除く。）
- 2) 空手道団体については、道内地域的な団体を持って全道、全国的規模の大会において入賞し、傑出した成績を残した者を推薦するものとする。
- 3) これらのほか、推薦者において特に推薦を行いたいと考える者については、推薦を行うことが出来るものとする。（空手道大会においては、単一成績によらず継続性など考慮し、具体的には個人において小学生・中学生・高校生・大学在学中に全国大会へ3年連続出場したこと、尚且つ他の者の模範となる行為が多々である個人、団体等。）

《 大会等の被表彰者の入賞範囲 》

- ① 全道大会では、第1位から第3位までの入賞者とする。
- ② 全国大会では、第1位から敢闘賞までの入賞者とする。
（但し、賞状及びプログラム等のコピーを添付すること。）

第3（選考方法）

推薦があった者については、本部長が選考委員会に付託し、それぞれの大会等の規模、範囲、成績等を勘案するとともに和道流空手道連盟北海道本部の技術の向上及び普及発展に大きく貢献した影響等を総合的に判断し（功労賞、功績賞、感謝状）の選考を行い、結果を本部長に報告する。